

誓 約 書

私は、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金を交付申請するにあたり、以下のことを誓約します。

なお、本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することになったときは、同要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、奨励金の全部又は一部を返還します。

- 1 対象世帯員等の構成員に、市税等の滞納がないこと。
- 2 10 年以上継続して多世代で同居又は近居する意思があること。
- 3 対象世帯員等の構成員に、暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成 24 年本宮市条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)がないこと。

令和 年 月 日

申請者

住 所 本宮市

氏 名

(氏名欄は自署してください。)

【参考】(本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金交付要綱第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項 抜粋)

(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(奨励金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金がすでに交付されているときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。